○農林水産省告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　さいたま都市計画公園事業三・三・二十号さいたま新都心公園

三　事業施行期間　自平成二十八年一月二十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　さいたま市大宮区北袋町一丁目地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十八年一月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

一　四日市事業所の変更

(一)　所在地の変更

変更前	三重県四日市市西浜田町2番19号
変更後	三重県四日市市西浜田町2番6号

(二)　変更年月日　平成二十八年二月一日

○海上保安庁告示第六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地について、平成二十八年二月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

変更する登録確認機関が確認業務を行う四日市事業所の所在地

変更後	変更前
三重県四日市市西浜田町二番六号	三重県四日市市西浜田町二番十九号

○環境省告示第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十二日

環境大臣　大**塚**　珠代

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　杉田建材株式会社

ロ　住所　千葉県市原市万田野二十六番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　杉田　一夫

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

千葉県市原市万田野字中将**塚**四百八十一番二及び四百八十一番四、字大筵四百七十九番三並びに字谷留義四百八十三番十三並びに牛久字尊能四百四十九番三

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）